平成２２年（フ）第１９３４号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１－６－30　山口荘105、住民票上の住所愛知県東海市名和町平山５番地の８
債務者　吉岩　裕晃
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３７号
埼玉県川口市大字安行原2760番地の１　ハイツ本間２－Ｂ
債務者　大塚　雄二
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１１号
埼玉県比企郡鳩山町大字大橋1017番地１、前住所埼玉県さいたま市緑区松木３丁目31番地５
債務者　堀井　久治
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１２号
埼玉県比企郡鳩山町大字大橋1017番地１、前住所埼玉県さいたま市緑区松木３丁目31番地５
債務者　加藤千恵子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８６８号
埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘１丁目４番18棟401号
債務者　梶田　定義
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８６９号
埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘１丁目４番18棟401号
債務者　梶田　澄江
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９３号
埼玉県狭山市南入曽642－５　ジオ鎌倉302号、住民票上の住所千葉県松戸市栄町４丁目239番地の７
債務者　今北　佳男
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５０号
千葉県銚子市海鹿島町5224番地の12
債務者　谷下田さつき
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５５５号
新潟市江南区東船場４丁目３番16号
債務者　今泉　亜紀
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９８号
新潟市西区立仏478番地６
債務者　渡辺　秀二
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５５７号
愛知県知多市新舞子東町２丁目８番地の６メゾンファミール103
債務者　中村　弘美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２７号
名古屋市西区二方町38番地　宝マンション上小田井第３―505号
債務者　市兼貴美子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０５号
愛知県稲沢市清水八神町145番地　市営住宅西島団地（２）23―151
債務者　中野　靖子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１８号
山形県鶴岡市稲生２丁目48番３号
債務者　長谷川哲也
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１１９号
山形県鶴岡市稲生２丁目48番３号
債務者　長谷川めぐみ
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１２４号
山形県鶴岡市下川字窪畑１番地819
債務者　五十嵐　大
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６３８号
神奈川県平塚市宝町11番28―801号　ライオンズプラザ平塚宝町
債務者　石岡　郁也
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部